

札幌市子どもの権利救済機関
(子どもアシストセンター)

令和7年度（2025年度） 活動状況報告書



令和7年度「子どもの権利ポスター」最優秀賞作品

令和8年（2026年）
札幌市子どもの権利救済委員



もくじ (Contents)

救済委員からのメッセージ	・・・・・・・・・・ P1
--------------	---------------

品川 ひろみ 札幌市代表子どもの権利救済委員
朝倉 靖 札幌市子どもの権利救済委員

【活動レポート編】

第1章 子どもアシストセンターの概要	・・・・・・・・・・ P9
--------------------	---------------

1 設置目的と性格 2 運営体制 3 相談・救済の流れ

第2章 令和7年度の活動レポート	・・・・・・・・・・ P12
------------------	----------------

1 相談の状況 2 調整活動の状況 3 救済申立てによる調査

第3章 関係機関との連携	・・・・・・・・・・ P20
--------------	----------------

1 子どものための相談窓口連絡会議 2 活動状況の報告等
3 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加

【子どもアシストセンター紹介編】

◎ 救済委員・調査員・相談員のコラム	・・・・・・・・・・ P23
--------------------	----------------

第4章 普及・啓発活動	・・・・・・・・・・ P27
-------------	----------------

1 広報・出前講座 2 視察対応

【統計・資料編】

第5章 令和7年度の統計データ詳細	・・・・・・・・・・ P31
-------------------	----------------

1 月別相談受付状況 2 相談者、相談者「子ども本人」の内訳
3 相談対象者の内訳
4 相談方法の内訳 5 相談内容の内訳

第6章 相談件数等の推移	・・・・・・・・・・ P34
--------------	----------------

1 相談の状況 2 調整活動の状況 3 救済申立ての状況
4 救済委員の自己発意に基づく調査の状況

第7章 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	・・・・・・・・・・ P42
------------------------------	----------------





救済委員からのメッセージ

ー子どもの権利への理解と社会の責任ー

札幌市代表子どもの権利救済委員 品川 ひろみ

子どもアシストセンターは、子どもの権利救済を担う機関です。そのためアシストセンターの活動を文書などで表現する時には「子どもの権利を守る」機関なので、「子どもの権利を守るとはどういうことか」という論調になりがちですが、中には「子どもは厳しい環境で育つことも大切ではないか」、「権利ばかり主張するのはどうなのか」というご意見を持つ方もいらっしゃるかもしれません。そこで今回は、なぜ子どもの権利が大切なのか、その本質を共有したいと思います。

子どもの権利は、単なる主張ではなく、子どもが健やかに成長し、将来を生き抜く力を育むための「土台」となるものです。もしその土台となる権利が守られなければ、子どもたちにどのような影響が出てしまうのでしょうか。そこでここでは、数ある権利の中でも、特にご相談が多い以下の３点に絞り、その重要性を具体的にお伝えします。

① 遊び・休息の権利について：生きる力を育む「学びの場」

【権利の内容と重要性】

子どもにとって遊びや休息は、単なる「余暇」ではなく、心身の回復を促し、自分で自分を調整する力を育てる「成長の基盤」です。遊びを通して、子どもは面白さや楽しさを追求し、物事に集中して取り組む力や、失敗してもまた挑戦できる気持ちを育みます。また、友だちとの関わりの中で、喜びや傷つきを経験し、他者とのコミュニケーションのあり方を学んでいきます。

もしも権利が侵害されると…

過度な学習負担や習い事などで遊びや休息の時間が奪われると、子どもは慢性的な疲労やストレスを抱えやすくなります。自分のペースで試行錯誤する経験が乏しくなり、「失敗しても大丈夫」という感覚が育ちににくくなります。その結果、無気力や情緒不安定といった形で現れたり、将来、困難に直面した際に立ち直る力を持てない大人につながる恐れがあります。

また、子ども同士の小さなイザコザも、大切な学びの機会です。すべてに親が関与してしまうと、子どもは「自分の思い通りにならない状況」を受け入れられなくなったり、自力で問題を解決する力を失ったりしてしまいます。子ども同士の社会の中で、葛藤し、自ら解決策を見出していくプロセスこそが、自立に向けた不可欠なステップなのです。

② 安心・安全に守られる権利：成長のためのエネルギーを確保する

【権利の内容と重要性】

子どもが安心できる環境にいることは、心身の健やかな発達に不可欠です。子ども同士の問題もイザコザを超えていじめに発展したり、暴力、過度な叱責、情緒的に不安定な養育、予測不可能な大人の言動などは、子どもにとって「安全が脅かされる経験」となります。子どもは安心できる環境にあってはじめて、いろいろな経験に挑戦することができます。つまり安心・安全が守られることは子どもが成長していくときに絶対的な条件の一つと言えます。子どもは自分の身を守る能力がまだ発達途上にあるため、安心・安全な環境を提供することは大人の重要な責任です。

もしも権利が侵害されると…

安心・安全でない環境（学校でのいじめ、家庭でのDVや虐待、親の不仲など）に置かれると、子どもは常に緊張状態にあり、生きるエネルギーの大部分を「目の前の危険を回避すること」に費やしてしまいます。その結果、本来向かうべき学び、遊び、他者との健全な関係を築くための余裕が失われます。不安や恐怖の経験は、過剰な警戒心や対人関係不信、自己否定感につながり、「世界は信頼できない場所だ」という根強い前提を子どもの内面に残すことになります。

この影響は一時的なものではなく、人格形成や将来の社会との関わりに深く及びます。

③ 意見表明権：自分の人生に関与する力を育む

【権利の内容と重要性】

自分の気持ちや考えを表明し、聴いてもらえる経験は、「自分の人生を自分で選択し、関与していく力」の土台となります。人は人生のなかで多くの岐路にありますが、その時に自分でその道を選べることは大切であり、それには幼いときからの経験が影響します。自分の意見を言ってもよいという経験はとても重要です。子どもは自分の意見を言葉にすることで、自尊感情を育み、社会と関わる力を身につけます。

もしも権利が侵害されると…

意見を聴いてもらえない経験が積み重なると、「どうせ言っても変わらない」という無力感が生まれ、「自分から語らないこと」を学習してしまいます。

子どもの時期には沈黙や問題行動として現れます。また将来、不当な扱いに遭っても声を上げられない大人になることにつながります。意見表明権の侵害は、子どもから「自分の人生に関与する力」を奪う深刻な問題なのです。

アシストセンターへの相談から

「遊び・休息」、「安心・安全」、「意見表明」の権利が守られない環境で育った子どもたちは、次第に「感じること」、「休むこと」、「語ること」を手放していきます。

実際に、アシストセンターには、「毎日忙しくて疲れた」、「学校の友だちにいじめを受けている」、「言ってもどうせダメ」といった、これらの権利侵害に根ざした相談が数多く寄せられています。不登校や対人関係の悩みなど、本来なら楽しいはずの日常が苦痛になっている子どもの現実があります。

また親が自分の活動のすべてに関与しすぎ、生きることに辛さを感じるという子どもからの相談もあります。多くの大人は、その子にとってよいと考えて、子どもに多くの助言をしていますが、それが逆効果になることも少なくないのです。

そこで忘れてならないのは、子どもという人として未成熟な段階にある子どもにとって、何が最善であるかという視点です。子どもは、発達途上にありこれからも成長し続ける存在です。その子にとって「もっとも望ましいこと」は、いま現在の行動が大人にとって「良い子ども」ではなく、大人になった将来、生きていける基礎となるものであることが望まれます。

子どもの権利を守ることは、子どもの「人生に関わる力」を守り育むことです。そして、それはすべての子どもが未来を生き抜くための社会全体の責任であると、私たちは考えています。しかしそれは簡単なことではありません。また特定の人だけが責任を負うことでもありません。その子どもの周りの大人が信頼関係を基盤として、ともに子どもの権利を大切にするという視点をもち協力することが大切であると考えます。

おわりに

ここまで見てきたように、「遊び・休息」、「安心・安全」、「意見表明」の権利は、子どもが将来、困難を乗り越え、自分の人生を歩む力を育むための「成長の土台」そのものです。アシストセンターに寄せられる「疲労」、「いじめ」、「無力感」といった相談の多くは、この土台

となる権利の侵害に根ざしています。

私たちは、子どもの「今」の行動が大人にとって都合の良いものではなく、子どもが大人になった将来、自立して生きていける基礎を育むという視点を大切にしなければなりません。具体的には、子どもの気持ちを出発点とし、大人と子どもの信頼関係を基盤として、どこまで関与するかを子どもと一緒に考えることが求められます。

子どもの権利を守り育むことは、すべての子どもが未来を生き抜くための社会全体の責任です。アシストセンターは、その一翼を担い、子どもの「人生に関わる力」を守る活動を続けてまいります。この活動が、一部の人ではなく、子どもの周りの全ての大人の協力によって支えられるよう、今後もアシストセンターの活動にご理解とご協力をいただけますよう、心よりお願い申し上げます。



救済委員からのメッセージ

札幌市子どもの権利救済委員 朝倉 靖

1 はじめに

子どもアシストセンター（以下「アシストセンター」といいます。）の子どもの権利救済委員の朝倉です。2024年4月より救済委員を務めさせていただいておりますので、2025年度は就任2年目となります。就任1年目は無我夢中でした。2年目になるとある程度慣れてくるのではと思っていましたが、そう簡単にはいきません。アシストセンターに寄せられる相談は多種多様であり、1件ごとそれぞれに相談の要点が異なり、「こういう相談にはこういう対応をすれば大丈夫」というような単純なことにはなりません。その意味では、より一層子どもの権利に寄り添うことの重要性和、その難しさを感じる1年になったように感じています。

当たり前のことですが、大人もかつては子どもでした。でも、大人になると子どもの頃の気持ちを忘れてしまいがちになるものですね。私もそうだったと思います。しかし、アシストセンターの救済委員を務めるようになり、日々、子どもたちの悩みに接することで、次第に子どもの頃の気持ちがよみがえってきたように感じています。例えば、小学生の子どもから「仲間外れにされているような気がする」、「苦手な友達がいて悩んでいる」といった相談があります。子どもにとってはもちろん切実な問題です。私自身も、多かれ少なかれ、子どもの頃に同じような気持ちになったことがあります。皆さんの相談を聴いていて、そんな昔の自分の記憶や感情が、海馬か大脳皮質か扁桃体かわかりませんが、脳のどこかから引っ張り出されてきます。不思議なものですね。かの「星の王子様」の冒頭の献辞で、サン・ティグジュペリは、「大人は誰もはじめは子どもだった（しかし、そのことを忘れずにいる大人はいくらもない）」と書いていますが、最近の私は、子どもだったことを少し思い出すことができたようです。そんな私がこの1年間で感じたことを述べさせていただきます。

2 大人の関わり方の難しさ

例えば、学校の中で子ども同士のトラブルがあったようなとき、親をはじめとする大人が、子どもたちの問題にどのようにかかわっていくべきか、とても難しく感じます。学校での問題であれば、基本的には教員が対応することになるでしょう。しかし、教員の対応に納得がいかな

かったり、トラブルの相手方の子の親の対応が思ったようなものではなかったりすると、学校と親との間、あるいは親同士の間に対立構造が生じてしまい、なかなか解決の糸口を見いだせないケースに発展してしまうことが、しばしばあるように思います。もちろん、ひとことで子ども同士のトラブルといっても、学校の指導などで比較的容易に解決に至るケースから、深刻ないじめ問題まで様々なものがありますので、どのような対応が望ましいかはケースバイケースというほかありません。また、親にとって、自分の子が学校でつらい思いをしていることはとても耐えがたいことであるのは当然です。私も子育ての経験を持つ親として、その気持ちはよくわかります。どの親も、自分の子どもが楽しく学校生活を送ることができるよう強く願います。先生方も児童・生徒たちが学校で仲良く過ごせるように一生懸命に心を配ります。しかし、それぞれの思いがすれ違ってしまうと、残念ながら上記のように、对学校、親同士に対立的な関係が生じてしまうこともあります。

そのようなときに大切なのは、「子どもにとって何が一番よいのか」、「本当の意味で子どもの最善の利益とは何なのか」という視点だと思います。親が学校等に不信感を抱いてしまうと、ときとして肝心の子どもが置き去りになってしまうことはないでしょうか。「子どもにとって何が一番よいのか」という視点で物事を考えるならば、本来、親と学校が「同じ方向を見る」のがあるべき姿なのだと思います。

3 子どもの信頼を得るためには

アシストセンターは、幅広く広報をさせてもらっています。ただ、学校でアシストセンターのカードが配られたからといって、すぐに子どもたちがアシストセンターを信頼してくれるわけではありません。日々寄せられる相談の中にも、いわば「お試し」のようなものや、一見ふざけているだけのように思えるものも、一定程度見受けられます。初めの頃は、正直なところ、私も限られた相談回線を「お試し」や「おふざけ」でふさがれてしまうことに、少し眉をひそめるような気持ちもありました。でも、最近では、もしかしたらそのような相談の背景には、実は、深刻な悩みが潜んでいるかもしれない、と思うようになりました。相談をするということは、とても勇気のいることです。子どもたちは試しながら、この大人たちは本当に信頼できるのか考えているのかもしれません。そして、信頼できると思ったら、これまで打ち明けられなかった悩みを話してくれるかもしれません。ですから、私たちアシストセンターは、そのような隠れた悩みを察知できるように、いつもアンテナを張っていなければならないと考えています。

アシストセンターに寄せられる相談の多くは、「こうすれば解決できるよ」というように、すぐに答えを出せるようなものではありません。アシストセンターの相談員は、どんな相談でも、相

談者の気持ちに寄り添って真剣にお話を聴きます。同じような相談が何度も繰り返されることも少なくありませんが、そのたびに丁寧に話を聴いて、どんな言葉をかけてあげることができるか一生懸命考えます。また、なかなかアドバイスをするところまで話が進まないこともあり、「聴くだけ」で終わってしまうこともあります。ただ、たとえ「聴くだけ」で終わってしまうとしても、アシストセンターが、子どもたちの話を聴く受け皿となることは、相談者にとって、長い目で見て意味のあることになると考えています。

私たちは、そういった日々の積み重ねが、やがて子どもたちの信頼につながるのだと信じています。

4 最後に

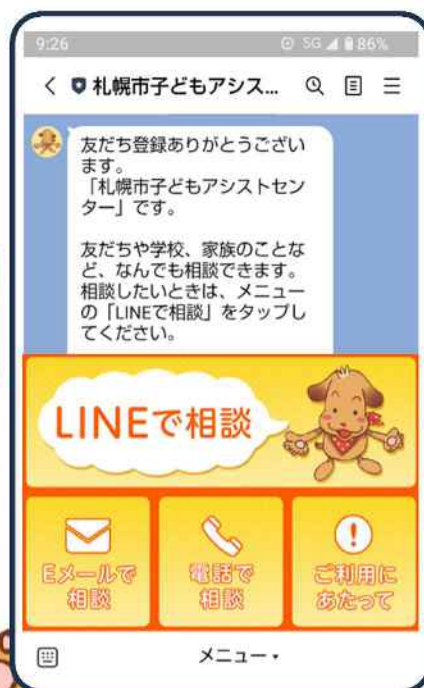
私たち大人は、子どもたちに対して「友達と仲良くするんだよ」、「問題が起きたらきちんと話し合いをするんだよ」、「暴力はいけないよ」というようなことを言います。しかし、近時の国際情勢は、残念ながら力がものをいうような状況にあるように思われます。もし、子どもたちに「どうして大人は暴力でものごとを解決するの」と尋ねられたら、私たち大人は何と答えるのが正解なのでしょう。大人も子どもも難しい時代に生きています。

【活動レポート編】

第1章 子どもアシストセンターの概要

第2章 令和7年度の活動レポート

第3章 関係機関との連携



第1章 子どもアシストセンターの概要

1 設置目的と性格

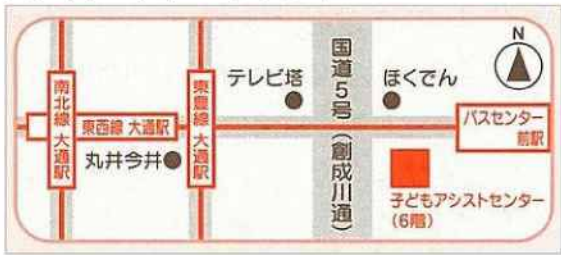
札幌市子どもの権利救済機関（以下、通称名の「子どもアシストセンター」という。）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「条例」という。）」第33条に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に設置された公的第三者機関です。

子どもアシストセンターでは、子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害からの救済の申立てなどに基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。

この機関の特徴は、行政からの独立性が確保された、いわば子どものためのオンブズマンであるところにあり、救済委員には、必要と判断した場合に「勧告」、「意見表明」、「是正要請」などを行う権限が付与されています。

2 運営体制

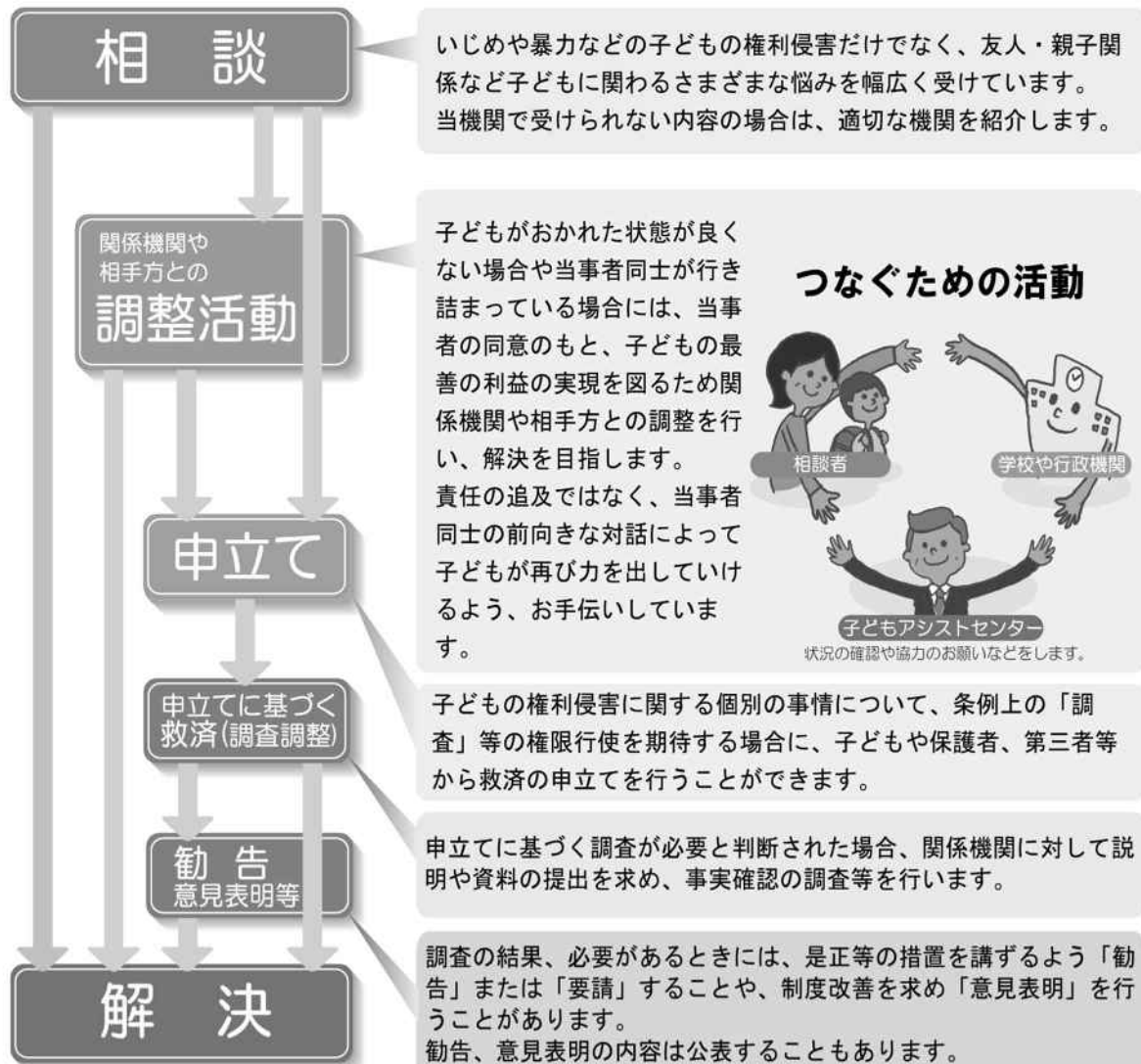
組 織 体 制	・ 委員等 救済委員2名(大学教授・弁護士:令和7年度)、調査員3名、相談員7名 ・ 事務局 4名(事務局長1、事務局次長1、係長職1、担当職員1) ※事務局長は子ども育成部長が、事務局次長は子どもの権利推進課長が兼務
基 本 姿 勢	・ 「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。 ・ 子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。 ・ 子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。
相 談 ・ 救 済 の 基 本 的 対 応	・ 相談を通して、子どもに関わるさまざまな悩みを幅広く受けながら、子どもの権利侵害からの救済を図っていきます。 ・ 救済の申立ての対象は、権利を侵害された子どもの個別救済です。 ・ 解決のために必要があるときは、申立ての有無に関わらず相談者の同意を得て調査や調整を行いますが、相手をいさめたり白黒をつけたりするために行うものではなく、何がその子どもにとって最善であるかを関係者が共有し相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としています。

対 象	・ 18 歳未満の子どもが対象です（18 歳又は 19 歳であっても、高校 3 年生など 18 歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となります）。 ・ 札幌市内に在住する子どもが対象です（札幌市外に在住する子どもでも、札幌市内の学校や施設に通学や入所をしており、相談や救済の申立ての原因となった事実が札幌市内で発生した場合には対象となります）。 ・ 申立てによる救済の対象は、救済申立ての原因となった事実のあった日から、3 年を経過していないものです。
相 談 時間帯	・ 月～金 午前 10 時から午後 8 時まで ・ 土 午前 10 時から午後 4 時まで（令和元年度以前は午後 3 時まで） ※ 日曜日、祝日、年末年始は休み ※ 電子メール、L I N E の受信は年中・終日可能
相 談 方 法	・ 電話 - 子ども専用電話 0120-66-3783（通話料無料） - 大人用電話 011-211-3783 ・ 電子メール - メールアドレス assist@city.sapporo.jp ・ 面談 ※原則予約制 ・ L I N E〔子ども専用〕（令和 2 年度より通年実施） L I N E 友だち登録用 二次元コード 
所在地	・ 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階 

3 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターの対応は、子どもに関するさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まります。相談だけで解決に至らない場合などは、相談者は救済の申立てを行うことができ、救済委員は関係機関に対する調査のほか、必要に応じて、勧告や意見表明をする場合があります。

相談から解決まで



解説

救済委員（2名）

子どもアシストセンターのまとめ役。専門的な立場から、寄せられる相談の内容を検討し、調査員や相談員に指示や助言を与え、事案に対する最終判断を行います。

令和6年度からは、大学教授と弁護士が市議会の同意を得て任命されています。

調査員（3名）

学校や他の機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについて事実関係の確認や、関係者の話合いの場を設けるなどの活動を行います。

令和7年度は、弁護士、児童・社会福祉関係の経験者、教育関係の経験者が調査員を務めています。

相談員（7名）

子ども・大人から寄せられるさまざまな相談に応じ、助言や支援を行います。

教育関係の経験者や相談機関の経験者など、さまざまな経験をもつスタッフが、ひとつひとつの相談に丁寧に対応しています。

第2章 令和7年度の活動レポート

令和7年度の相談等の傾向

令和7年度の相談件数は、実件数1,141件、延べ件数3,041件であり、前年度と比較して実件数で56件の増加、延べ件数で193件の減少となりました。

救済の申立てを前提としない、相談の延長としての調整活動⁽¹⁾の案件数は25件で、前年度と比較して3件減少しました。

救済の申立て⁽²⁾は3件受理しました。

相談方法は、LINEが延べ1,579件で、前年度と比較して348件減少、電話が延べ1,220件で、前年度と比較して207件増加、Eメールが延べ159件で、前年度と比較して65件減少、面談が82件で、前年度と比較して12件増加しました。

1 相談の状況



(1) 相談対応の姿勢

子どもアシストセンターでは、いじめや暴力などの子どもの権利の侵害にかかわる相談だけでなく、友人関係や親子関係なども含めた様々な悩みの相談を幅広く受け付けています。

相談にあたっては、相談者の心情に寄り添った支援を行うことを念頭に、可能な限り当事者である子ども本人の意見を聴くように努めています。

また、悩みの内容によっては、子ども自らが問題の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援も意識して相談活動を行っています。

(2) 相談件数

令和7年度に受け付け、対応した相談件数は、実件数1,141件、延べ件数3,041件であり、前年度に比べて実件数で5.2%増、延べ件数で6%減となりました。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなどの調整活動を行った件数も含まれています。



図1 相談件数

(1) 調整活動

救済の申立てに至らない場合でも、相談の内容によっては相談者の同意のもと関係機関との調整を行うことがあります。

(2) 救済の申立て

子どもの権利侵害に関する個別の事情に基づいて、条例上の「調査」等の救済委員の権限行使を期待する場合に、子どもや保護者、第三者等が救済の申立てをすることができます。

(3) 子どもからの相談方法

子どもアシストセンターでは、LINE相談を令和2年度から通年実施しています。令和7年度は、子どもからの延べ相談件数 2,148 件のうち、LINEが 1,563 件 (72.8%) と、前年度の 1,922 件 (79.1%) から減少しました。

しかし、電話は488件 (22.7%)、Eメールは43件 (2.0%)、面談は54件 (2.5%) であることから、LINEによる相談が多い状況は例年と同様です。

LINE相談が増えている原因としては、以下のことが考えられます。

一つ目は、令和元年度から、小学生、中学生のスマートフォン利用率⁽³⁾が上昇傾向にあること。

二つ目は、子どもの年齢や発達段階によっては、悩みがあっても、第三者に自分の気持ちや状況を説明するのが難しいものですが、メールと違ってLINEなら文章を組み立てる必要がないこと。

三つ目は、LINEで相談してくれた子どもに、相談員が電話で話せないかと尋ねても、LINEでの相談継続を希望する子が一定程度いるように、子どもにとっては、電話よりLINEの方が相談のハードルが低いこと。

以上のことから、LINEが子どもにとって相談しやすい方法であるために、LINE相談が増えていると考えられますが、LINEのやり取りだけで子どもの様子を読み取ることには一定の限界があります。

そのため、LINEから始まった相談であっても、その内容によっては、これまでと同様に、子どもの気持ちに配慮しつつ、相談員から電話や面談に誘い、適切な支援ができるよう努めています。

表1 子どもからの相談方法の内訳

相談方法	件数 (件)	割合 (%)
LINE	1,563 (1,922)	72.8 (79.1)
電話	488 (370)	22.7 (15.2)
Eメール	43 (89)	2.0 (3.7)
面談	54 (50)	2.5 (2.1)
その他	0 (0)	0.0 (0.0)
合計	2,148 (2,431)	100.0 (100.0)

※ () 書きは前年度の数値

※ 割合 (%) は小数第二位を四捨五入

※ 割合の合計は端数の処理上必ずしも 100.0%にはならない

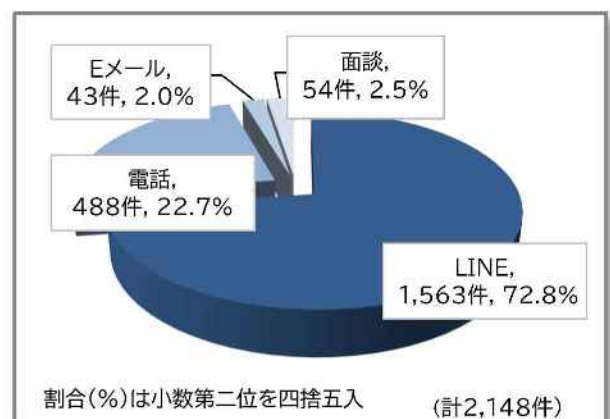


図2 子どもからの相談方法の内訳



相談件数等の詳細



P31~P33

第5章 令和7年度の統計データ詳細

(3) 小学生、中学生のスマートフォン利用率

小学生 (10 歳以上) は令和元年度 49.8%→令和7年度 66.5%、中学生は令和元年度 75.2%→令和7年度 90.4%と上昇しています。(こども家庭庁 令和7年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」より)

(4) 相談活動の事例の紹介

子どもアシストセンターには、子どもや保護者等から寄せられる相談に対応するため7名の相談員がおり、救済委員と調査員の指導・助言のもとで日々相談活動を行っています。様々な職歴や経歴をもつスタッフが、それぞれの経験を活かしながら、相談者の声に耳を傾け、親身に相談に応じています。以下に、令和7年度の相談事例の一部を紹介します。

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】

心配せずに目標の実現のために進もう

【中学生 本人から】

Aさんから、「人間関係と将来に不安があり、これからどうしたらよいのか」との切実な相談がLINEで寄せられました。Aさんは、現在抱えている悩みを誰かに直接話したいという強い希望を持っていたため、アシストセンターではLINE経由でも直接会って話す「面談」が可能であることを伝え、実施に至りました。

面談において、Aさんはこれまで仲良くしていた友人関係の変化に戸惑い、相手からの否定的な態度に耐えられない、また、他人と自分を比較して、「自分は何もできない」という劣等感や、将来の目標に対して自信が持てず、考え込むあまりに疲れてしまい、「これからどうしたらよいのか」という胸の内を話してくれました。

相談員は、友人関係について具体的なアドバイスを行うとともに、Aさんは十分に頑張っていること、他者と比較する必要はないことを伝えました。さらに、将来を真剣に考える姿勢を肯定し、焦らずに目標の実現のために必要なことから取り組むよう提案しました。

Aさんは自分の気持ちを包み隠さず話せたこと、それを相談員に受け止めてもらえ認めてもらったことで少しほっとした様子でした。自分では自信を持てず将来に不安を持っていたことも、真剣に考えている証であると肯定的に捉えてもらったことで「焦らずにやっていこう」と思う気持ちにつながったようです。

この事例では、LINEでの相談から面談へとつなげ、直接対話で悩みを吐露したことで、Aさんは自身の気持ちを整理することができました。その結果、人間関係や将来に対する不安な気持ちが落ち着き、心理的な回復へと向かった事例です。

自分の気持ちに素直になろう

【中学生 本人から】

Bさんから、「部活動の雰囲気が悪く居場所がない、気分が憂鬱である」との相談がLINEで寄せられました。Bさんは部活動での話し合いに加われず、強い疎

外感と「自分は部に貢献していない」という自己否定感から、精神的に非常に辛い状況にありました。

これに対し相談員は、Bさんが周囲に気を配り、集団で活動しようと努めている姿勢を受けとめ「無理に強くならなくていい」と受容的なメッセージを送りました。その後もBさんからは相談が続き、人間関係の不信感、先生に相談することへの迷い、周囲への気兼ね、不安による体調不良など、学校生活における多岐にわたる苦痛が綴られました。また、期待されたことができなかった自分自身に対して情けなく思うという繊細な悩みも打ち明けられました。

相談員はその都度、Bさんの感情の揺れ動きに寄り添い続けました。信頼できる人への相談を促すと同時に、「自分の心が折れてしまうまで頑張りすぎず、そこまで取り組んでいる自分自身を褒めてあげてほしい」と、時間をかけて丁寧に伝え続けました。

継続的なやり取りを経て、Bさんから「部活動のみんなと少しずつ話せるようになった」との報告がありました。また、「これからは、自分の気持ちを大切に頑張りたい」という前向きな意思も示されました。

このようにこの事例は、LINEを通じてBさんの些細な気持ちの揺れ動きに寄り添い、継続的な働きかけを行った結果、Bさんが自ら不安と向き合い、前向きな変化（成長）を遂げるに至った一例です。

(5) 留意ケース

子どもの置かれている状態が権利侵害であると疑われる場合で、その時点では調整活動や救済の申立てには至らないものの、将来的にその可能性があるものを「留意ケース」として、特に慎重に相談の経過を管理しています。調整活動や申立てに備えて、相談状況をスタッフ全体で共有し動向を注視することにより、権利侵害を見落とすことなく、事案の特性や状況の変化に迅速かつ適切に対応することを目的としています。

令和7年度は、15件の事案について留意ケースとして動向を注視していましたが、調整活動の対象となる事案はありませんでした（令和6年度の留意ケースは18件）。

2 調整活動の状況



(1) 調整活動について

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間で公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整をすることが必要になることがあります。救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、必要に応じて救済委員の判断により調整を行う場合があります。これを「調整活動」と位置付けています。調整活動は関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなど、さまざまな内容、関わり合いのものを含みます。

相談者と関係機関の間に介入する際は、第三者的な立場で、相談者の要求を調整先の関係機関に伝えるだけでなく、関係機関における相談者への対応や状況等をお聴きし、相談者と関係機関がお互いに理解・協力し合える環境を整えることを目指します。

(2) 調整活動の件数

令和7年度は「調整活動」を25の案件について、延べ63回行いました（令和6年度は28の案件について128回実施）。

調整先として、最も多かったのは児童相談所で、18件（令和6年度14件）でした。このうち、児童虐待が疑われる案件として、児童虐待の防止等に関する法律第6条⁽⁴⁾に基づき児童相談所に虐待通告したものが3件ありました。

学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った、学校を調整先とする案件は8件（令和6年度11件）でした。その他、他の相談支援機関や医療機関などを調整先とした案件もありました。

表2 相談項目別・調整先別「調整活動」件数

相談項目 \ 調整先	小学校	中学校	高校	市教育委員会	市児童 ^{※1} 相談所	その他 ^{※2}	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	2	3	0	1	15	4	25
学校(幼稚園)生活 (子どもと教師の関係、いじめ、不登校など)	1	1	1	3	3	0	9
合 計	8			26			25 ^{※3}

※1 各区家庭児童相談室を含む

※2 他相談支援機関(3件)、医療機関(1件)

※3 複数の調整先を持つ案件があるため、調整先別の調整活動件数の合計(34件)と調整案件数(25件)は一致しない


調整活動件数の経年の推移



P38 第6章-2 調整活動の状況

(4) 児童虐待の防止等に関する法律 第6条(抜粋)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(3) 調整活動の事例の紹介

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】



子どもの居場所の確保

【相談内容（小学生 本人から）】

Cさんから、「安心できる場所がない」と電話で相談がありました。

Cさんは、以前友人から心無い言葉をかけられたことがきっかけで深く傷付き、登校が困難な状況になっているとのことでした。家族はそんなCさんの気持ちを理解してくれず、話を聞いてくれないとのことでした。

相談員がCさんの置かれている現状を確認すると、学校に行けなくなった理由は、複数の人間関係に苦しんでいることも原因であるとのことでしたが、この状態が続くと家族からさらに責められる可能性がありどうしたらいいのか、また、家族はCさんに対して時に厳しい対応をすることがあるとのことで、不安を感じている様子で泣きながら話してくれました。

【調整活動の実施と経過】

登校できていない状況を家族から責められ、怯えている様子がうかがえたため、相談員はCさんの本心や、今どれほど辛い状況にあるかを親に伝えることが必要であると話しました。Cさんが自分自身で家族と話し合うことが大切ですが、アシストセンターが家族と話し合うこともできると伝えました。また、万が一に備え、身体的・精神的な不安を感じる場合は、躊躇せずに児童家庭支援センターなどの外部の機関に助けを求める方法もあると伝えました。

その後、Cさんから、児童家庭支援センターに自ら電話して相談したという連絡がありました。

数日後、Cさんから、家族と話し合い、家族もCさんの気持ちを理解してくれたので、家族と仲直りすることができ、現在は落ち着きを取り戻したと報告がありました。

また、アシストセンターでは、本人の了承を得た上で、児童家庭支援センターと情報共有を図り、児童家庭支援センターとしても引き続き見守ることになったとのことでした。

Cさんは、誰かに相談することで人を頼ることに前向きになることができ、結果的に自分が安心できる場所を取り戻すことができました。これは、子どもが置かれている状況を正確に確認し、子どもに危険が及ばないよう慎重な対応が大切であると感じる事例でした。



友人からいじめを受けていると感じる

【相談内容（中学生 本人から）】

Dさんから、「友人からいじめられていると感じ、精神的につらい」とLINEで相談がありました。本人からは、アシストセンターに電話をかけたいという希望があり、電話でのやり取りに繋がりました。

Dさんは、仲間外れにされていること、暴言を浴びせられたり不快な行為を繰り返されたりしていること、さらには自分の写真をSNSにさらすと脅され怯えているということを話してくれました。また、学校の先生や親には相談しづらいという気持ちも素直に話してくれました。

【調整活動の実施と経過】

Dさんの話し方から、いじめを受けていると感じながらも、友人関係を大切にしていきたいという気持ちを汲み取ることができました。相談員からは、いじめられていると感じていることを先生に気づいてもらえるような方法についてアドバイスしつつ、アシストセンターからも学校にDさんの状況を伝えることができると話したところ、連絡してほしいとのことでした。また、親に対してもアシストセンターに話したことをそのまま伝えるよう促しました。

調査員から学校に連絡し、Dさんからの相談内容を共有して、本人からの相談に対応していただくようお願いしたところ、話をする機会を設けていただくことになりました。

この間、Dさんからは親に悩みを話すことができ、学校にも相談する心の準備ができているという連絡がありました。

その後、この件に関して、本人や学校から報告はありませんが、その後のDさんの様子から、学校はアシストセンターから連絡を受けた直後に相談の場を設けてくれたことが分かり、解決もしくは改善策が取られたと考えられます。子どもが頼ることができる場所としてアシストセンターを活用いただけた事例です。

3 救済の申立てによる調査



(1) 救済の申立てについて

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済としています。解決のために必要なときは調査や調整を行いますが、相手をいさめたり白黒つけたりするためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とします。

(2) 救済の申立て受理件数と概要

令和7年度は、救済の申立てを3件受理しました（令和6年度2件）。

	権利侵害の申立て内容	対処結果等	調査等の回数
案件1	【離別した子との面会交流に関すること】 申立人と離別した子どもが面会交流できないことは、子どもの権利を侵害している。	子どもの権利条例第38条第1号（判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案）に該当すると判断し、調査を実施しなかった。	—
案件2	【離別した子との面会交流に関すること】 申立人と離別した子どもが面会交流できないことは、子どもの権利を侵害している。	子どもの権利条例第38条第1号（判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案）に該当すると判断し、調査を実施しなかった。	—
案件3	【いじめ被害に対する学校の対応について】 いじめ被害に対する学校の対応は、子どもの権利を侵害している。	調査の結果、学校による権利侵害の事実は認められず、是正勧告を要するような問題点を見出すことはできないと判断した。	7回

(3) 「是正等の措置の勧告」、「意見表明」及び「是正の要請」ならびに「自己発意による調査」

これまでに「是正等の措置の勧告（条例第39条第1項）」、「意見表明（条例第39条第2項）」及び「是正等の要請（条例第40条）」に至った案件はありません。

また、令和7年度において、救済委員の自己の発意による調査⁽⁵⁾を実施した案件はありませんでした。



救済申立て件数等の経年の推移



P39～40 第6章-3 救済申立ての状況

(5) 救済委員の自己の発意による調査

救済委員は、マスコミを通じての情報や救済委員が独自に入手した情報などを根拠として、申立てがなくても、子ども権利救済の観点から調査を実施することが適切であると考えられる場合は、原則、当該子ども又は保護者の同意を得たうえで、自己発意に基づく調査等を行うことができます。

1 子どものための相談窓口連絡会議

札幌市内には、子どもアシストセンターの他にも、国、北海道、民間団体が運営する多くの相談機関があります。

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、変化に即して問題解決や状況の改善を図っていくためには、行政機関だけではなく、民間団体等も含めた幅広い連携が必要となります。

そのため、子どもアシストセンターは、相談機関相互のスムーズな連携が図れるよう、平成21年度から他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議（当センターを含む官民22機関が参加）」を開催しています。

令和7年9月に開催した第33回会議では、各機関の特性や実務的な考えを共有して具体的な協働につなげるため、事例検討を行いました。品川救済委員がファシリテーターを務め、二つの事例について、各相談機関でどのような対応が可能かなど、実践的な意見交換を行いました。

また、令和8年2月に開催した第34回会議では、「「境界知能」の支援の在り方」と題した明治学院大学文学部教職課程専任講師の日下虎太郎氏による講義の後に、講義テーマに関する意見交換を行いました。

これからも、子どもとその家族を支える相談機関が、互いのことを知り、必要なときに連携・協力できる関係づくりを続けていきます。

【会議日時及び内容】

会 議	日 時	内 容
第33回会議	令和7年9月26日(金)	1 参加各機関からのお知らせ 2 事例検討 (1) 同居している親が亡くなり、別居中のもう一方の親との関係やその後の生活について (2) オンライン上の生活に満足している不登校児童について
第34回会議	令和8年2月27日(金)	1 講義「「境界知能」の支援の在り方」 2 講義テーマに関する意見交換 3 参加各機関からのお知らせ

2 活動状況の報告等

権利の侵害から子どもを救済するために最も大切なことは、関係者の理解と協力を得ながら、子どもと子ども、子どもと大人の関係調整を図っていくことです。

そのためには、子どもアシストセンターの活動状況や、相談を通して見えてくる子どもを取り巻く課題などについて、ご理解いただくことが重要であり、このことが再発防止や予防にもつながると考えています。

そのため、学校や地域の関係団体などに対して積極的に活動状況の報告や説明を行っています。

【主な報告機関等】

名 称	報告日
札幌市学教連絡会	令和7年8月26日
北海道私立中学校・高等学校協会札幌支部会議	令和7年11月14日
札幌市青少年育成委員会連絡協議会	令和7年8月21日

3 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加

標記シンポジウムは、子どもの権利の普及、地方における子ども施策のあり方を協議することを目的として、毎年開催されております。（※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止）

令和7年度は、埼玉県入間郡三芳町で「「地方自治から広げる子どもの権利」～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～」をテーマに開催されました。

シンポジウムには、朝倉救済委員、事務局職員がオンライン参加し、他の自治体における子どものための相談・救済に関する活動の現状と課題について理解を深め、アシストセンター内でも情報を共有しました。

【会議日時及び内容】

日 時	内 容
令和8年2月7日（土） 13：00～16：45	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町（全体会）
令和8年2月8日（日） 10：00～16：50	同シンポジウム （第1分科会 子ども相談・救済）

【子どもアシストセンター紹介編】

◎ 救済委員・調査員・相談員のコラム

「花を咲かせるために・・・」

（品川 代表子どもの権利救済委員）

「相談は『勇気』の一つ」

（高橋 子どもの権利調査員）

「君はいい子なんだよ」

（葛西 子どもの権利相談員）

第4章 普及・啓発活動



「こんにちは、アシストです」

「花を咲かせるために・・・」

品川代表子どもの権利救済委員
(在籍期間:R3.4~)

5月、長い冬が終わり、花々が一斉に咲くこの時期は、1年のなかでも美しい季節ですね。

寒い冬には土の下だったチューリップや水仙、ムスカリが可愛い花をつけはじめます。この時期は庭の花々だけでなく、街路樹の桜や桃、コブシも同時期に開花して、春の息吹を感じます。

わたしはこの時期に、玄関前にお花の寄せ植えをつくります。それぞれのお花の特性や色を考えて3種類の花を選んで一つの鉢に植えます。

できた時にはその可愛さに満足するのですが、水やりなどのお世話を怠ると、すぐに元気がなくなったり、成長の差があつて窮屈になってしまったり、夏ころにはやせ細り、無残な姿になってしまったこともあります。

やはり植物は継続した世話が大切です。水や栄養を与えないと、きれいな花が咲きません。花が咲き終わった時には、花がらを摘むことで、また新しいつぼみをつけることができますし、余分な枝も切らなければきれいな花が咲きません。

う～ん、なんだか子育てにも似ていますね。植えただけでも育ってはいきませんが、本当はきれいな花をつける遺伝子をもっている、栄養を与えすぎたり、水をやりすぎたりすることで、植物が弱ってしまうこともあるのです。子どもたちも、その子によって親や周りの大人のかかわり方は共通することあれば、その子によって違うかかわり方が必要なこともあります。

子どもが一人ひとりきれいな自分の花を咲かせるためには、その花にあった適切な世話が必要なのだろうと思います。そしてお花を育てる初心者の方には、きれいな花を咲かせるためには、こんなコツが大切ですというアドバイスも有効かもしれません。親が世話をできない時には、誰かが代わって水やりをすることも必要です。

すべての子どもたちが、その花を咲かせるためには、親だけでなく周りのすべての大人たちが、子どもが成長する力を信じながら、花が咲くのを心待ちにしたいものです。

この札幌の 5 月のように一斉ではなくとも、一つひとつの花が開き続けるさまは、社会にとって植物の花と同じように人々に癒しと元気を与えてくれるものと思います。

「相談は『勇気』の一つ」

高橋子どもの権利調査員

(在籍期間:R7.4~)

みなさん、毎日の生活の中では、様々な活動や人とのかかわりがありますね。友だちのこと、勉強のこと、部活のこと、先生のこと。家に帰ると、家族のこと、食事のこと、携帯電話のこと、塾や習い事のこと。楽しい時には元気に過ごすことができますが、前に進みたくても様々な悩みや困りが目の前に立ちふさがり、涙が出るほど悲しい気持ちになったことはありませんか。時には「この状況から逃げ出したい」とまで、心の中で何度も何度も同じことを繰り返し考えて苦しくなる時もあると思います。そんな時には、すぐにでも自分の周りにいる親しい友だちや学校の先生、自分のことをわかってくれている大好きな家族に相談したり、伝えたりすることが一番の解決方法です。ちょっとしたことで真剣に聞いてもらえることやそばにいて一緒に考えてくれることは本当の安心感に繋がります。でも、自分自身のことで「心配をかけること」、「恥ずかしいこと」など、知られたくない困りごとや出来事の時はどうしますか。近くて親しい仲のよいお友だちや家族には、かえって話すことが難しくなる場合もあると思います。

「知らない人なら話せるのに…」「聞いてもらえるだけでいいのに…」。そんな気持ちは、「何とかしたい」「助けてほしい」という素直な自分の気持ちのあらわれなのです。困ったことを相談するということ。それは、とても勇気のいる自分自身の発信でもあります。アシストセンターで相談を受け付けるたびに、気持ちの一番深いところにある、みなさんの「勇気」が伝わってきます。相談員さんと会話を続けていると、自分のことであっても、他人に置き換えて考えられるようになってくれる人。自分が悩んでいることよりも、生きていることがつらい出来事や大変な苦勞について理解できるようになってくれる人。いつの間にか解決に必要な様々なアイデアが、一番困っていたはずのあなたからどんどん出てきます。そして、何よりうれしいのは「明日から…をやってみようと思います。」とこれからの自分の行動に挑戦しようとする「新しい勇気」を伝えてくれる瞬間です。

みなさん、子どもアシストセンターに色々なお話を聞かせてくれませんか。そして、どんなに困ったことがあっても、一緒に考えてみませんか。アシストセンターでは、小中学生をはじめ 18 歳までの青少年のみさんから様々な相談を受け付けています。特に、最近ではインターネットやスマートフォンの利用によって、みなさんの声や悩みを LINE アプリなどを通じて、お話しする機会が増えてきています。直接、電話でお話しするよりも、自分なりの表現で、短い文章で気軽に会話できるのが好まれているようです。

アシストセンターの相談員さんは、みなさんが伝えたいとする気持ちや考えを一生懸命に聞きながら、お話しの相談相手になってくれます。これからも、大いに活用してほしいです。

「君はいい子なんだよ」

葛西子どもの権利相談員
(在籍期間：R6.4～)

自宅の本棚にあった『窓ぎわのトットちゃん』を久しぶりに取り出してみました。その続編が数十年ぶりに出版されたことを知ったからでした。

「トットちゃん」とは作者自身の子どもの頃の愛称で、今もテレビの対談番組の司会などを長くされていて、玉ねぎ頭のヘアースタイルが特徴的な方といえご存じの人も多いことでしょう。黒柳徹子（くろやなぎ・てつこ）さんのことです。

「トットちゃん」のお母さんは、トットちゃんの小学校の担任の先生から、「お宅のお嬢さんがいると、クラスの中の迷惑になります。よその学校にお連れください!」と言われてしまいました。トットちゃんは、珍しいものや興味のあることに会おうと、周囲のことも気にせずそのことにまっしぐらに向かっていってしまうところがありました。先生たちが驚くような事件を起こすことも時にはあったのです。お母さんは、トットちゃんの特性をわかってもらえて、みんなと一緒にやっていた学校はないかと探し始めました。

そこで一人の校長先生と出会います。初めての登校日、トットちゃんを待っていた校長先生はトットちゃんの近くに腰を掛けるとこう言いました。「さあ、何でも、話したいことを先生に話してごらん。」校長先生は、笑ったりうなずいたり、「それから?」と相づちを打ちながら、トットちゃんの話最後まで一生懸命聞いてくれました。こんなにもちゃんと聞いてくれた大人はいませんでした。

トットちゃんは、これまで何となく自分が一人だけ他の子どもとちょっと違って、周囲から冷たい目で見られているような疎外感をおぼろげに感じていました。でも、校長先生は子どもたちの生まれつき持っている素質を損なわないで、周りの大人がどのように支え、育てて大きくしてやれるかということをいつも考えていました。前の学校で持て余し者とされていたトットちゃんを、温かく迎え入れてくれたのでした。

「君は本当はいい子なんだよ」と校長先生は言い続けてくれました。この言葉がどんなにか彼女の支えとなっていたか計り知れません。黒柳さんはこう振り返っています。この学校と校長先生に出会っていなければ、おそらく何をしても悪い子というレッテルを貼られ、コンプレックスにとらわれ、どうしていいかわからないまま大人になっていたと思うと。

ひとりで思い悩んだり辛いとき、誰かに話を聞いてもらうことで気持ちが整理されたり、軽くなっていくことがあります。アシストセンターは、皆さんのお話にしっかりと耳を傾け、応援団として一緒に考えていけたらと思います。

第4章 普及・啓発活動

子どもの権利侵害からの救済にかかる実効性を確保するためには、子どもや保護者、そして子どもが育ち学ぶ施設の職員など、多くの方々に子どもアシストセンターの存在を広く知ってもらうことが重要です。子どもアシストセンターにSOSを伝えられる子どもが増えるよう、実際の相談・救済活動とともに、さまざまな方法により、子どもアシストセンターの普及・啓発活動に取り組んでいます。

1 広報・出前講座

(1) 子どもアシストセンターの広報物

子ども用カード（名刺サイズ）

【対象】小学生・中学生・高校生・特別支援学校【配布時期】5月～6月、10月～11月

↓小学生・特別支援学校



↓中学生・高校生



大人用カード（名刺サイズ）

【対象】主に大人【配布時期】12～1月
※コンビニ、ドラッグストアの市内店舗



施設用ステッカー 市内の小・中・高校、特別支援学校、児童会館、保育園等

↓小学生用



↓中学生・高校生用



↓大人用



子ども用ポスター

【対象】市内の小・中・高校、特別支援学校等
【掲示】9月



大人用ポスター

【対象】地下鉄駅掲示板
【掲示】11月、2月



保護者向け広報紙

【対象】小中学生の保護者、高校、公共施設等
【配布時期】8月、1月



保護者向けチラシ

【対象】主に大人
【配布時期】随時
※出前講座で配布



(2) LINE広告の配信

主に中高生をターゲットに、アシストセンターを周知する目的の他、今は悩みがなくてもお守り代わりとしてアシストセンターをLINE友だち登録しておくことで、いざというときいつでも相談できる子どもが増えるよう、LINE広告を実施しました。
(配信時期：令和7年8月、令和8年1月)



(3) 出前講座等

あしすと出前講座(7回実施、828人参加)

子どもの権利に関する理解を深めることを目的に、家庭教育学級、青少年関係団体など子どもに関わるさまざまな団体やグループなどを対象に、救済委員や調査員、相談員が講師となり、子どもの悩みや課題について共に考え話し合います。学校から依頼があれば、児童・生徒を対象に「出前授業」も実施しています。

テーマ例

- ・子どもの権利を守るってどんなこと？
- ・相談から見える子どもたち
- ・困ったときのSOSの出し方

あしすと子ども出前講座(19回実施、860人参加)



子どもアシストセンターが、親しみやすく安心して相談できる機関であることを子どもたちに直接PRするため、市内の児童会館を利用する子どもを対象に、ペープサート(紙の人形劇)による動画を活用した出前講座を行っています。

(4) その他



- ◇ ホームページ
 - ・子どものみなさんへ
 - ・コラム「こんにちは、アシストです」(毎月更新)
- ◇ 札幌市子ども未来局 X (※旧 Twitter) (随時)

2 視察対応

(1) 地方自治体等からの視察

子どもの権利救済機関の設置を検討している自治体等から視察の申し込みがあり、令和7年度は、1件5名の方が視察に訪れました。

主な説明項目は、子どもアシストセンターの設置の経緯や人員体制、運営状況、学校その他の関係機関との連携などです。

来所日時	自治体名	来訪者	人数
令和7年11月19日(水)	北海道音更町	町議会議員	5名

(2) その他団体等からの視察

子どもアシストセンターの活動に関心を持つ高校生や大学生から、話を聴きたいと申し出があり、子どもアシストセンターの相談状況や運営状況について説明しました。

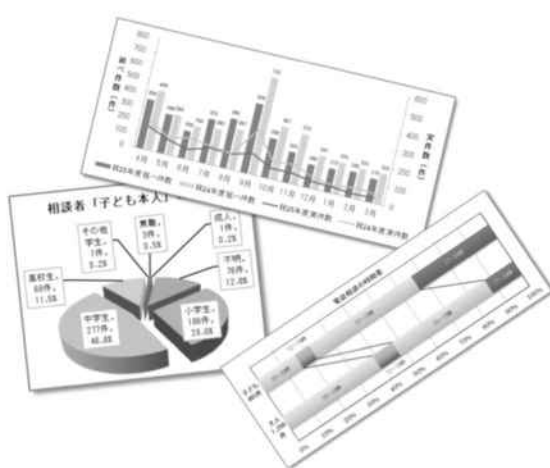
来所日時	団体名	来訪者	人数
令和7年12月16日(火)	北海道科学大学高等学校	高校生	7名
12月25日(木)	札幌国際大学	大学生	2名

【統計・資料編】

第5章 令和7年度の統計データ詳細

第6章 相談件数等の推移

第7章 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例



第5章 令和7年度の統計データ詳細

1 月別相談受付状況

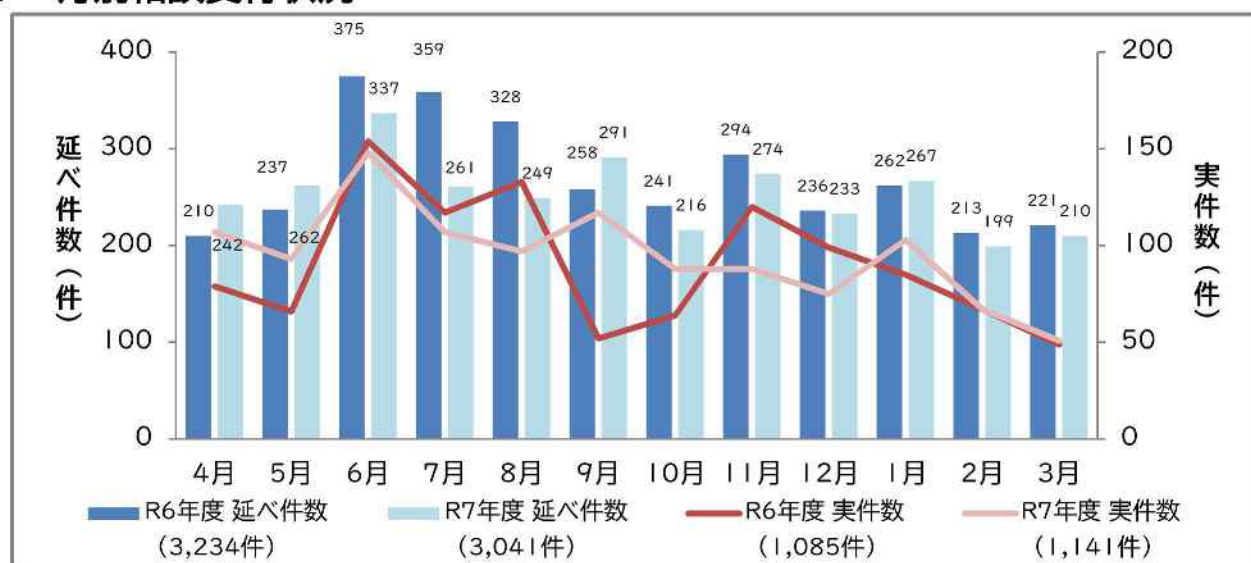


図3 月別相談受付状況

令和7年度は、5月～6月と、10月～11月の2回、小中高校生に子ども用相談カードを配布したほか、夏・冬休み明けに合わせてLINE広告を配信しました。特に相談カードの配布直後は、相談件数が増加する傾向にあります。

2 相談者、相談者「子ども本人」の内訳

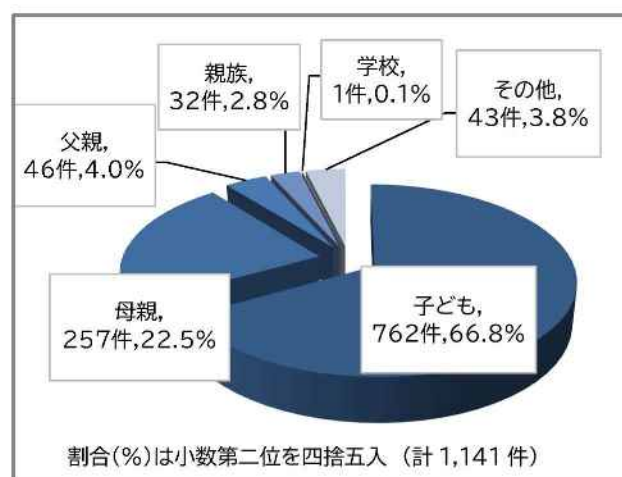


図4 相談者の内訳 (実件数)

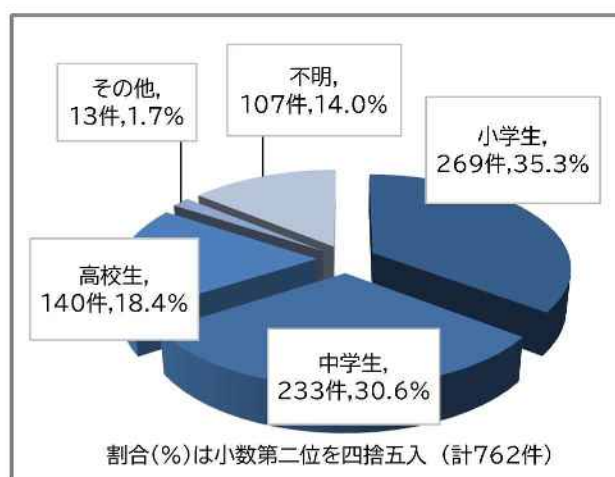


図5 相談者「子ども本人」校種別の内訳 (実件数)

相談者は、「子ども本人」762件(66.8%)が最も多く、次に多いのが「母親」257件(22.5%)で、子ども本人と母親を合わせると全体の約9割を占めます。

また、子ども本人を校種別に見ると、小学生が269件(35.3%)と最も多く、次いで中学生233件(30.6%)、高校生140件(18.4%)となっています。

3 相談対象者⁽⁶⁾の内訳

相談の対象となった子どもの内訳は、「小学生」431件（37.8%）が最も多く、次いで「中学生」312件（27.3%）、「高校生」201件（17.6%）となっています。

原則、成人は相談対象ではないため、相談を受けた際には、相談内容に応じ、他の適切な機関を紹介しています。

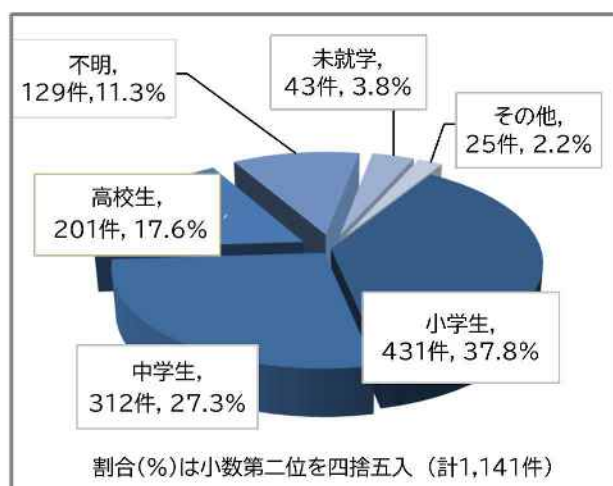


図6 相談対象者の内訳（実件数）

4 相談方法の内訳

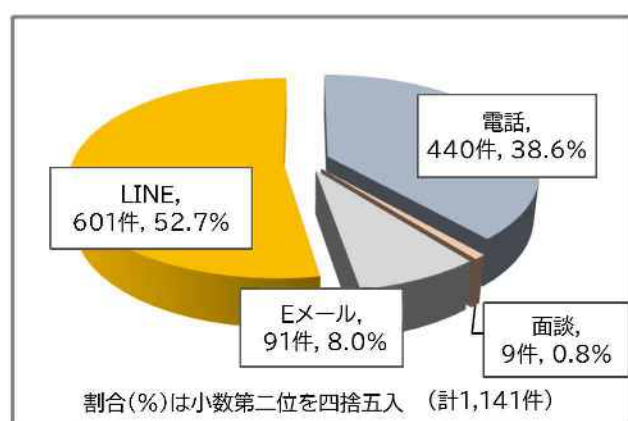


図7 相談方法の内訳（実件数）

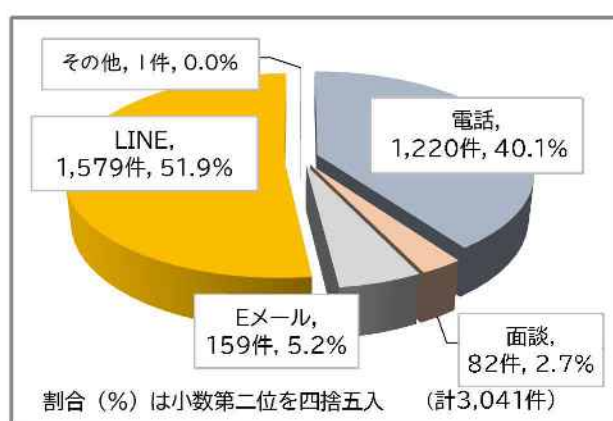


図8 相談方法の内訳（延べ件数）

実件数（初回相談）、延べ件数（初回相談＋継続相談）ともに、LINEによる相談が最も多く、続いて電話、Eメール、面談となっています。

LINEは子ども専用の相談方法であり、大人からの相談は電話が中心です。

子どもからの相談はLINEが7割を超えていますが、その一方で、緊急を要する場合や、文字でなく声で気持ちをやり取りしたいという思いに応えられる電話や、相談員に對面で落ち着いて話を聴いてもらえる面談にも、一定のニーズがあります。

Eメールは相談者が伝えたい内容を文章にする必要があり、やり取りに時間もかかる傾向にあります。

延べ件数における相談者と相談方法は、表3のとおりです。

(6) 相談対象者

相談の対象となっている子どもを指します。母親から小学生に関する相談があった場合には、「相談者」は母親となり、「相談対象者」は小学生となります。中学生の子ども本人が自分のことについて相談してきた場合には、「相談者」は子どもとなり、「相談対象者」は中学生となります。

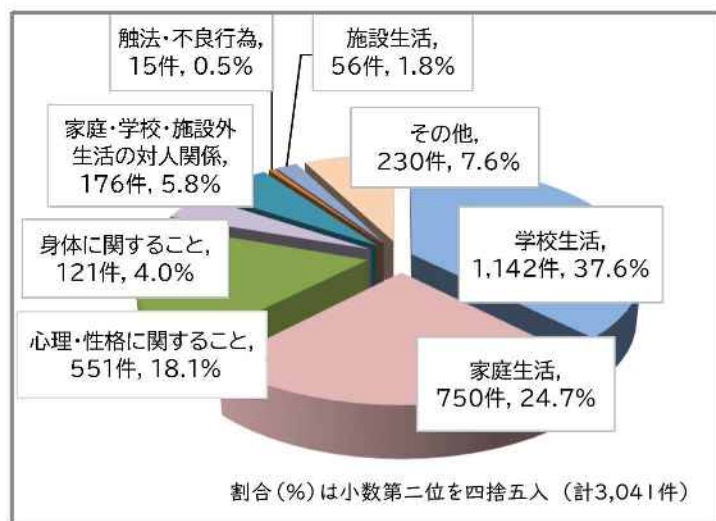
表3 相談者と相談方法（延べ相談者数）

区 分	子ども 本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電 話	488	59	584	21	16	52	1,220 40.1%
面 談	54	5	12	3	2	6	82 2.7%
Eメール	43	3	61	16	2	34	159 5.2%
L I N E ※子ども専用	1,563	0	6	7	0	3	1,579 51.9%
その他	0	0	0	1	0	0	1 0.0%
合 計	2,148 70.6%	67 2.2%	663 21.8%	48 1.6%	20 0.7%	95 3.1%	3,041 100.0%

※ 相談者が複数の場合があるため、相談者数の合計は相談件数と一致しない

※ 割合（％）は小数第二位を四捨五入

5 相談内容の内訳



子どもアシストセンターでは、相談内容を「家庭生活」、「学校生活」など大きく8項目に分けています。延べ件数で相談内容の内訳を見ると、「学校生活」1,142件（37.6％）が最も多く、次いで「家庭生活」、「心理・性格に関すること」となっています。

子どもと大人別に、相談内容をさらに38の細目に分けた主要な相談内容の件数は、下表のとおりです。

※ 令和7年4月 相談項目を見直し

表4 内容別相談件数（子ども・大人別）

子ども（2,148件）		大人（893件）	
① 友人関係（学校生活）	544件（25.3％）	① 親子きょうだい関係	289件（32.4％）
② 不安・抑うつ	383件（17.8％）	② 教職員との関係	72件（8.1％）
③ 親子きょうだい関係	233件（10.8％）	③ 教育・しつけ	69件（7.7％）
④ 友人関係（家庭・学校・施設外生活）	131件（6.1％）	④ 友人関係（学校生活）	49件（5.5％）
⑤ 学習・進路	124件（5.8％）	⑤ いじめ（学校生活）	45件（5.0％）

1 相談の状況

(1) 相談件数

年 度	実件数	延べ件数
H21	1,278 件	3,571 件
H22	1,171 件	3,788 件
H23	1,191 件	4,186 件
H24	1,197 件	3,925 件
H25	1,035 件	3,247 件
H26	1,046 件	3,713 件
H27	1,000 件	4,074 件
H28	833 件	3,515 件
H29	943 件	3,299 件
H30	833 件	2,653 件
R1	1,003 件	3,062 件
R2	882 件	3,230 件
R3	948 件	2,886 件
R4	1,136 件	2,705 件
R5	1,144 件	3,238 件
R6	1,085 件	3,234 件
R7	1,141 件	3,041 件

(2) 相談者別の相談件数（実件数）

年 度	子ども本人	母親	父親	親族	学校	その他※	合 計
H21	562 件	615 件	26 件	36 件	3 件	36 件	1,278 件
H22	521 件	561 件	28 件	28 件	8 件	25 件	1,171 件
H23	619 件	482 件	29 件	33 件	3 件	25 件	1,191 件
H24	711 件	405 件	29 件	22 件	2 件	28 件	1,197 件
H25	592 件	365 件	30 件	26 件	3 件	19 件	1,035 件
H26	601 件	370 件	28 件	25 件	4 件	18 件	1,046 件
H27	528 件	376 件	30 件	29 件	6 件	31 件	1,000 件
H28	420 件	329 件	28 件	20 件	7 件	29 件	833 件
H29	430 件	434 件	29 件	21 件	0 件	29 件	943 件
H30	334 件	394 件	40 件	33 件	6 件	26 件	833 件
R1	570 件	341 件	34 件	16 件	4 件	38 件	1,003 件
R2	601 件	215 件	23 件	15 件	5 件	23 件	882 件
R3	552 件	306 件	38 件	18 件	5 件	29 件	948 件
R4	774 件	291 件	29 件	16 件	3 件	23 件	1,136 件
R5	776 件	270 件	40 件	24 件	5 件	29 件	1,144 件
R6	785 件	214 件	34 件	22 件	6 件	24 件	1,085 件
R7	762 件	257 件	46 件	32 件	1 件	43 件	1,141 件

※ 「その他」：近隣住民、施設関係など

(3) 相談者「子ども本人」校種別の相談件数（実件数）

年 度	小学生	中学生	高校生	不明	その他※	合 計
H21	189 件	205 件	42 件	109 件	17 件	562 件
H22	150 件	204 件	62 件	97 件	8 件	521 件
H23	134 件	313 件	57 件	111 件	4 件	619 件
H24	187 件	342 件	73 件	100 件	9 件	711 件
H25	166 件	277 件	68 件	76 件	5 件	592 件
H26	164 件	278 件	80 件	69 件	10 件	601 件
H27	171 件	222 件	86 件	45 件	4 件	528 件
H28	143 件	148 件	83 件	33 件	13 件	420 件
H29	113 件	143 件	115 件	50 件	9 件	430 件
H30	128 件	84 件	91 件	21 件	10 件	334 件
R1	107 件	252 件	127 件	83 件	1 件	570 件
R2	126 件	287 件	127 件	57 件	4 件	601 件
R3	155 件	248 件	83 件	62 件	4 件	552 件
R4	287 件	318 件	107 件	56 件	6 件	774 件
R5	303 件	295 件	102 件	70 件	6 件	776 件
R6	312 件	277 件	109 件	80 件	7 件	785 件
R7	269 件	233 件	140 件	107 件	13 件	762 件

※ 「その他」：その他学生、有職少年、無職少年、成人

(4) 相談対象者校種別の相談件数（実件数）

年 度	未就学	小学生	中学生	高校生	不明	その他(※)	合 計
H21	34 件	520 件	430 件	146 件	116 件	32 件	1,278 件
H22	42 件	456 件	409 件	141 件	103 件	20 件	1,171 件
H23	41 件	399 件	476 件	139 件	118 件	18 件	1,191 件
H24	28 件	410 件	496 件	138 件	106 件	19 件	1,197 件
H25	19 件	384 件	415 件	125 件	81 件	11 件	1,035 件
H26	33 件	361 件	418 件	137 件	78 件	19 件	1,046 件
H27	29 件	384 件	362 件	159 件	53 件	13 件	1,000 件
H28	26 件	339 件	251 件	151 件	46 件	20 件	833 件
H29	40 件	358 件	293 件	168 件	62 件	22 件	943 件
H30	27 件	367 件	213 件	165 件	40 件	21 件	833 件
R1	30 件	298 件	362 件	195 件	96 件	22 件	1,003 件
R2	18 件	239 件	368 件	165 件	70 件	22 件	882 件
R3	28 件	327 件	373 件	134 件	75 件	11 件	948 件
R4	17 件	462 件	420 件	153 件	67 件	17 件	1,136 件
R5	24 件	502 件	373 件	155 件	78 件	12 件	1,144 件
R6	27 件	440 件	352 件	160 件	91 件	15 件	1,085 件
R7	43 件	431 件	312 件	201 件	129 件	25 件	1,141 件

※ 「その他」：その他学生、有職少年、無職少年、成人

(5) 相談方法別の相談件数

上段：初回相談時の区分による実件数 / (下段：延べ件数)

年 度	電 話	Eメール	面 談	その他※	L I N E	合 計
H21	908 件	356 件	14 件	0 件		1,278 件
	(1,649 件)	(1,778 件)	(139 件)	(5 件)		(3,571 件)
H22	825 件	329 件	17 件	0 件		1,171 件
	(1,820 件)	(1,837 件)	(124 件)	(7 件)		(3,788 件)
H23	715 件	455 件	21 件	0 件		1,191 件
	(1,433 件)	(2,626 件)	(126 件)	(1 件)		(4,186 件)
H24	699 件	481 件	16 件	1 件		1,197 件
	(1,232 件)	(2,543 件)	(145 件)	(5 件)		(3,925 件)
H25	639 件	380 件	16 件	0 件		1,035 件
	(1,250 件)	(1,874 件)	(119 件)	(4 件)		(3,247 件)
H26	638 件	387 件	21 件	0 件		1,046 件
	(1,411 件)	(2,063 件)	(234 件)	(5 件)		(3,713 件)
H27	659 件	318 件	22 件	1 件		1,000 件
	(1,860 件)	(1,922 件)	(283 件)	(9 件)		(4,074 件)
H28	613 件	211 件	9 件	0 件		833 件
	(1,903 件)	(1,420 件)	(189 件)	(3 件)		(3,515 件)
H29	701 件	229 件	11 件	2 件		943 件
	(1,620 件)	(1,485 件)	(188 件)	(6 件)		(3,299 件)
H30	662 件	128 件	10 件	1 件	32 件	833 件
	(1,343 件)	(1,125 件)	(139 件)	(8 件)	(38 件)	(2,653 件)
R1	552 件	131 件	16 件	0 件	304 件	1,003 件
	(1,500 件)	(867 件)	(196 件)	(1 件)	(498 件)	(3,062 件)
R2	385 件	117 件	2 件	0 件	378 件	882 件
	(1,516 件)	(770 件)	(128 件)	(3 件)	(813 件)	(3,230 件)
R3	510 件	117 件	5 件	0 件	316 件	948 件
	(1,464 件)	(537 件)	(140 件)	(9 件)	(736 件)	(2,886 件)
R4	513 件	87 件	3 件	1 件	532 件	1,136 件
	(1,105 件)	(379 件)	(72 件)	(5 件)	(1,144 件)	(2,705 件)
R5	456 件	85 件	5 件	0 件	598 件	1,144 件
	(1,125 件)	(317 件)	(98 件)	(6 件)	(1,692 件)	(3,238 件)
R6	360 件	78 件	2 件	0 件	645 件	1,085 件
	(1,013 件)	(224 件)	(70 件)	(0 件)	(1,927 件)	(3,234 件)
R7	440 件	91 件	9 件	0 件	601 件	1,141 件
	(1,220 件)	(159 件)	(82 件)	(1 件)	(1,579 件)	(3,041 件)

※ 相談方法は、随時「L I N Eから電話」、「メールから電話」、「電話から面談」等へ移行することがある

※ 「その他」：手紙など

※ L I N E の個人情報の管理上の懸念が報じられたことを受け、R3.3.26 から R3.7.7 まで L I N E での相談を休止した

(6) 相談内容別の相談件数（延べ件数）

【平成21年度～令和6年度】

年 度	家庭生活	学校生活	性格行動	身体的問題	対人関係	その他	合 計
H21	636 件	1,893 件	423 件	106 件	135 件	378 件	3,571 件
H22	692 件	2,134 件	338 件	54 件	200 件	370 件	3,788 件
H23	780 件	1,986 件	765 件	59 件	195 件	401 件	4,186 件
H24	737 件	2,117 件	468 件	50 件	223 件	330 件	3,925 件
H25	591 件	1,980 件	302 件	60 件	94 件	220 件	3,247 件
H26	800 件	2,226 件	235 件	55 件	64 件	333 件	3,713 件
H27	734 件	2,664 件	278 件	41 件	47 件	310 件	4,074 件
H28	588 件	1,798 件	282 件	65 件	64 件	718 件	3,515 件
H29	692 件	1,774 件	267 件	64 件	58 件	444 件	3,299 件
H30	525 件	1,244 件	348 件	71 件	46 件	419 件	2,653 件
R1	648 件	1,435 件	307 件	56 件	137 件	479 件	3,062 件
R2	777 件	1,401 件	417 件	50 件	105 件	480 件	3,230 件
R3	625 件	1,274 件	432 件	46 件	74 件	435 件	2,886 件
R4	429 件	1,409 件	328 件	49 件	73 件	417 件	2,705 件
R5	554 件	1,498 件	566 件	28 件	132 件	460 件	3,238 件
R6	639 件	1,516 件	367 件	108 件	105 件	499 件	3,234 件

※ 「その他」：施設生活、不良行為、問合せ 等

【令和7年度～】 令和7年4月から相談項目見直し

年 度	家庭生活	学校生活	心理・性格に関すること	身体に関すること	家庭・学校等外生活	その他	合 計
R7	750 件	1,142 件	551 件	121 件	176 件	301 件	3,041 件

※ 「その他」：施設生活、触法・不良行為、問合せ 等

2 調整活動の状況

調整先 年度	小学校	中学校	高 校	市教育 委員会	市児童 相談所	その他 ※	合 計	回 数
H21	18 件	10 件	0 件	1 件	9 件	3 件	41 件	115 回
H22	11 件	9 件	1 件	1 件	11 件	9 件	42 件	202 回
H23	4 件	3 件	0 件	0 件	10 件	2 件	19 件	99 回
H24	3 件	3 件	2 件	1 件	8 件	1 件	18 件	223 回
H25	8 件	6 件	3 件	0 件	4 件	0 件	21 件	125 回
H26	12 件	7 件	3 件	1 件	3 件	5 件	31 件	369 回
H27	13 件	9 件	0 件	0 件	4 件	4 件	30 件	433 回
H28	16 件	4 件	0 件	0 件	2 件	1 件	23 件	289 回
H29	10 件	3 件	0 件	0 件	1 件	4 件	18 件	323 回
H30	10 件	3 件	0 件	0 件	1 件	6 件	19 件	88 回
R1	7 件	2 件	0 件	1 件	1 件	3 件	13 件	168 回
R2	4 件	4 件	3 件	1 件	5 件	3 件	19 件	453 回
R3	11 件	6 件	1 件	3 件	15 件	15 件	32 件	362 回
R4	5 件	3 件	2 件	1 件	8 件	8 件	22 件	188 回
R5	2 件	7 件	2 件	1 件	14 件	5 件	24 件	133 回
R6	3 件	8 件	0 件	1 件	14 件	11 件	28 件	128 回
R7	3 件	4 件	1 件	4 件	18 件	4 件	25 件	63 回

※ 令和7年度「その他」：他相談支援機関(3件)、医療機関(1件)

※ 複数の調整先を持つ案件があるため、調整先の合計と調整案件数（表の合計）は必ずしも一致しない

3 救済申立ての状況

(1) 申立件数

年 度	件 数	年 度	件 数	年 度	件 数
H21	3 件	H29	0 件	R7	3 件
H22	1 件	H30	3 件		
H23	1 件	R1	2 件		
H24	1 件	R2	0 件		
H25	5 件	R3	1 件		
H26	2 件	R4	1 件		
H27	0 件	R5	0 件		
H28	0 件	R6	2 件		

(2) 対処結果等

年度	件数	番号	調査決定 終結等決定	対処結果等	調査等 の回数
H21	3 件	1	H21. 4. 22 H21. 8. 6	[職場での指導に関すること] ・ 権利侵害の状況が解消し、申立てが取り下げられたため、 条例第 37 条第 3 項に基づき調査打ち切り	22 回
		2	H21. 7. 8 H21. 10. 22	[教師に嫌がらせの犯人扱いをされたことに関すること] ・ 申立ての趣旨が実現したと判断し、調査終了	26 回
		3	H22. 2. 8 H22. 5. 6	[学校での物品の紛失被害に関すること] ・ 環境改善等により状況が安定したため、条例第 37 条第 3 項に基づき調査打ち切り	12 回
H22	1 件	1	H23. 1. 13 H23. 2. 10	[いじめによる不登校に関すること] ・ 申立ての趣旨が実現したと判断し、調査終了	9 回
H23	1 件	1		[学校生活における健康被害に関すること] ・ 条例第 38 条第 3 号（札幌市オンブズマンに苦情を申し立 てた事案に関するものであるとき）に該当するため、調査 実施せず	0 回
H24	1 件	1	H24. 5. 11 H24. 6. 27	[校外活動に関すること] ・ 調査依頼先の協力が得られなかったため、その旨を申立 人に説明し、条例第 37 条第 3 項に基づき調査打ち切り	7 回
H25	5 件	1	H25. 5. 30 H25. 6. 21	[退学処分に関すること] ・ 調査継続による状況改善が見込めず、申立人が司法の場 での解決を望んだため、条例第 37 条第 3 項に基づき調査打 ち切り	13 回
		2	H25. 5. 31 H25. 6. 21	[退学処分に関すること] ・ 調査継続による状況改善が見込めず、申立人が司法の場 での解決を望んだため、条例第 37 条第 3 項に基づき調査打 ち切り	10 回
		3	H25. 5. 31 H26. 4. 30	[いじめに関すること] ・ 申立てが取り下げられたため、調査実施せず	0 回
		4	H25. 12. 12 H26. 4. 15	[学校の指導に関すること] ・ 申立ての趣旨が実現したと判断し、調査終了	13 回

年度	件数	番号	調査決定 終結等決定	対処結果等	調査等 の回数
H25		5	H26. 2. 7 H26. 4. 7	[子どもの意見表明権に関すること] ・申立ての趣旨が実現したと判断し、調査終了	24 回
H26 ～ H27	2 件	1	H27. 3. 9 H27. 9. 25	[校外活動に関すること] ・二年度にわたり調査を実施したが、申立人がこれ以上の調査継続を希望しなかったため、調査終了	4 回
		2	H27. 3. 9 H27. 9. 25	[校外活動に関すること] ・二年度にわたり調査を実施したが、申立人がこれ以上の調査継続を希望しなかったため、調査終了	2 回
H30	3 件	1	H30. 7. 11 H31. 2. 28	[幼稚園の対応に関すること] ・権利侵害の状況が解消したため、調査終了	17 回
		2	H30. 8. 9 H31. 2. 8	[暴力行為に関すること] ・申立ての趣旨が実現したと判断し、調査終了	38 回
		3	H30. 9. 20 H30. 10. 26	[部活動に関すること] ・申立てに係る事実が不当ではないと判断し、調査終了	10 回
R1	2 件	1	R 1. 5. 24 R 1. 11. 21	[養護学校の対応に関すること] ・状況が改善傾向にあると判断し、調査終了	54 回
		2	R 2. 2. 13 R 2. 3. 31	[いじめに関すること] ・申立てが取り下げられたため、調査実施せず	0 回
R3	1 件	1		[子どもの居住権の侵害等に関すること] ・条例第 38 条第 7 号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当するため、調査実施せず	0 回
R4	1 件	1		[医療的ケア児童への制度改善に関すること] ・条例第 38 条第 7 号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当するため、調査実施せず	0 回
R6	2 件	1	R 6. 5. 22 R 6. 7. 18	[特別支援学級の学級編成に関すること] ・調査開始後、条例第 38 条第 7 号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当することがわかったため、同第 37 条第 3 項に基づき調査打ち切り	1 回
		2		[離別した子との面会交流に関すること] ・条例第 38 条第 7 号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当するため、調査実施せず	0 回
R7	3 件	1		[離別した子との面会交流に関すること] ・条例第 38 条第 1 号（判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案）に該当するため、調査実施せず	0 回
		2		[離別した子との面会交流に関すること] ・条例第 38 条第 1 号（判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案）に該当するため、調査実施せず	0 回
		3	R 8. 1. 30 R 8. 3. 30	[いじめ被害に対する学校の対応について] 調査の結果、権利侵害の事実とは認められず、調査終了。	7 回

4 救済委員の自己発意に基づく調査の状況

(1) 実施件数

年 度	件 数	年 度	件 数	年 度	件 数
H21	0 件	H29	0 件	R7	0 件
H22	0 件	H30	0 件		
H23	0 件	R1	0 件		
H24	2 件	R2	0 件		
H25	1 件	R3	0 件		
H26	0 件	R4	0 件		
H27	0 件	R5	0 件		
H28	0 件	R6	0 件		

(2) 実施結果等

年度	件数	番号	発意 終結等決定	調査実施結果等
H24	2 件	1	H24. 6. 6 —	[無戸籍または住民票に記載のない子どもに関する行政サービスの適用 状況調査] ※平成 25 年度まで調査継続
		2	H24. 12. 7 H25. 6. 21	[同一教員による体罰に関すること] ・当該教員及び学校側が反省し改善策を実施したことを評価し、引き続 き再発防止を求める内容で結果を通知して調査終了
H25	1 件	1	— H25. 11. 14	[無戸籍または住民票に記載のない子どもに関する行政サービスの適用 状況調査] ・各種の行政サービスを管轄する各機関に対し、子どもが無戸籍また は住民票に記載がない場合の行政サービスの適用の可能性の有無や、サ ービスを受けるに当たって必要となる手続きについて調査を実施。調査 先に結果をフィードバックし、万が一無戸籍の子どもについて対応した 場合でも、それぞれの窓口で適切な対応が図られるよう、関係職員への 周知等を依頼した。

第7章 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

平成20年11月7日制定
平成21年4月1日施行

前文

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にすること、日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならぬことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが毎日を生きていくと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」といいます。)、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよ

う、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第2章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第4条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第5条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第3章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

(2) 愛情を持ってはぐくまれること。

(3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。

(4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。

(5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

(6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) かけがえのない自分を大切にすること。

(2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

(3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。

(4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 学び、遊び、休息すること。

(2) 健康的な生活を送ること。

(3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。

(4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。

(5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。

(6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。

(7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事

情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

- (1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。
- (2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。
- (3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。
- (4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援 (保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

- 2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

- 2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければならない。

(救済委員の設置及び職務)

第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

- 2 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(救済委員の責務等)

第34条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
- 4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。
- 5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員の定数、任期等)

第35条 救済委員の定数は、2人とします。

- 2 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理するものとします。
- 3 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱

します。

- 4 救済委員は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができません。
- 5 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができます。
- 6 救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者と兼ねることができません。

(相談及び救済の申立て)

第36条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に住所を有する子どもに係るもの。
- (2) 市内に通勤し、又は市内に存する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に定める子どもを除きます。）に係るもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限りします。）

- 2 救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができます。

(調査及び調整)

第37条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

- 2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。
- 4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。
- 5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。
- 6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第38条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- (3) 札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。
- (4) 救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき。
- (5) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- (6) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除きます。）。
- (7) 前各号のほか、調査することが明らかに適当ではない

と認められるとき。

(勧告等の実施)

第39条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

(是正等の要請)

第40条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第41条 救済委員は、第39条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、第39条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第42条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

(調査員及び相談員)

第43条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

2 調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第34条第1項から第3項まで及び第35条第6項の規定は、調査員等について準用します。

(規則への委任)

第44条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第45条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

(推進計画)

第46条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

第7章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第47条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要

があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(答申等及び市の措置)

第48条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第8章 雑則

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市長が別に定める日から施行します。（平成21年規則第7号で平成21年4月1日から施行）

(経過措置)

2 第36条から第41条までの規定は、これらの規定の施行の日（以下「施行日」といいます。）の3年前の日から施行日の前日までの間にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについては、適用しません。

3～6 〔省略〕

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の付帯決議

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」は、札幌市の将来を担う子どもたちの幸せを願い、安心して生きる権利を保障し、子どもたちの社会参加と意見を尊重し、子どもの未来に希望の世紀を実現するために制定するものである。

従って、条例の趣旨とその成立に至った経緯を十分に踏まえながら、多くの市民に理解を求め、その為の努力を惜しんではならない。

更に、この条例は、我が国が1994年に国際条約として批准した「児童の権利に関する条約」を札幌市において具体化するものであり、本条例の解釈・運用は同国際条約に基づいて行わなければならない。

私たちは、本条例の施行以降の状況について、議会に報告を求めるものである。

以上決議する。

平成20年（2008年）11月7日

札幌市議会



毎年 11 月 20 日は
「さっぽろ子どもの権利の日」

SAPPORO

札幌市子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)
令和7年度(2025年度)活動状況報告書

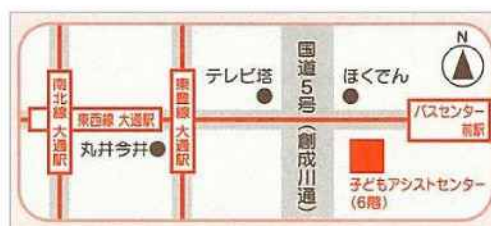
令和8年(2026年)7月

編集・発行 札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館6階

電話:011-211-2946(事務局)



<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist/>



さっぽろ市
01-G 04-26-1288
R 8-1-94

市政等資料番号	01-G04-26-1288
広報物印刷番号	R8-1-94
関係部局保存年限	1年



I hope you are **HAPPY!**